

E i w a N e w s

令和元年分の確定申告について

令和2年2月
(No. 175)

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。

今回は、所得税の確定申告（今回の申告期限は、令和2年3月16日（月）になります。）について、令和元年分から適用される改正点と、併せて医療費控除及び寄付金控除についてご紹介致します。

【令和元年分から適用される改正点】

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（昨年の消費税率改正への対策）

個人が、住宅の取得等^{※1}で特別特定取得^{※2}に該当するものをして、かつ、その住宅の取得等をした家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、次に定める金額を、適用年の11年目から13年目までの各年における控除額として、本税額控除の適用ができることとされました。

【控除額】

次に掲げる金額のうち、いずれか少ない金額

（一定の住宅については、①②4,000万円→5,000万円、①1%→1.2%）

①特別特定住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%

② {イーロ}（4,000万円を限度）×2%÷3

イ. その住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額^{※3}

ロ. その住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額

※1 「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増築等です。なお、土地の取得は含まれません。

※2 「特別特定取得」とは、その住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額が、昨年10月の消費税率改正後の金額である場合のその住宅の取得等です。

※3 「対価の額」又は「費用の額」については、住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用を受ける場合であっても、その補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額は控除されない金額となります。

(2) 確定申告書の添付書類

給与所得等の源泉徴収票など一定の書類は、確定申告書への添付が不要となりました。

【医療費控除】

医療費控除とは、その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った（未払いの医療費は現実に支払った年の医療費控除の対象となります。）場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときに適用ができる所得控除です。所得控除額は下記の算式により計算します。

【算式】

① - (②又は③のいずれか少ない金額) = 医療費控除額 (200万円を限度とする。)

① 支払った医療費の額 - 保険金等で補填される金額

② 10万円

③ 総所得金額等 × 5%

医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費は、治療のために支出されるものでその病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

その中で注意が必要なものをご紹介します。

医療費の内容	注意点
医師に支払った診療費・治療費	診断書の作成料、謝礼は対象外
通院費	ガソリン代、駐車料金は対象外
健康診断	病気が発見され、治療を受けた場合のみ対象
薬品	健康ドリンク等治療のためでないものは対象外
入院費	差額ベッド代は医師の指示があれば対象
出産費	妊娠と診断されてからの検診や通院費用も対象
歯科費用	大人の歯科矯正で美容目的のものは対象外
あんま・ハリ等の費用	健康維持のためのものは対象外

【寄附金控除】

寄附金控除とは、国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、支出した一定の寄附金（特定寄附金）が2,000円を超える場合に適用ができる所得控除です。なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することもできます。

所得控除額は下記の算式により計算します。

【算式】

(①又は②のいずれか少ない金額) - 2,000円 = 寄附金控除額

① 国等に対する特定寄附金の支出金額

② 総所得金額等 × 40%

なお、寄附金控除の適用を受けるためには、原則、確定申告が必要ですが、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合において、ふるさと納税先が5団体以内のときは、納税先団体に申請することにより確定申告せずに控除を受けることもできます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしく願い申し上げます。